

調査実施者説明資料

(審査メモで示された論点への回答)

経済産業省調査統計グループ

1 今回申請された計画について

(1) 海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項の追加

ア 調査事項の変更

(論点)

- a 海事調査で把握していた調査事項を、これまでの一般統計調査から基幹統計調査である本調査に統合するとの結論に至るまで、海外現地法人の活動実態の把握が基幹統計として重要であるとした理由を含め、どのような検討を行ったのか。
- b 報告者負担への配慮、結果の整合性等について
 - ① 本調査で新設する海外現地法人調査票の報告者は国内本社であるが、基幹統計調査として、報告者の回答可能性を考慮した適切な調査事項となっているか。国内本社において回答に必要な情報を持ち合わせていない場合は、調査実施者としてどのような対応を行うのか。
 - ② 海外現地法人調査票に関して、これを記入することになる国内企業数、1社当たりの記入枚数及び最多枚数の見込みはどのくらいか。
 - ③ 議決権所有割合によっては、国内の複数の企業で同一の海外現地法人を保有する可能性があるが、それぞれの企業から海外現地法人の活動内容を報告される可能性はないか。実査や調査票の審査等の過程で重複回答を防ぐ仕組みはあるのか。
 - ④ 本調査における「子会社・関連会社の数」と新設する海外現地法人調査票を集計した「海外現地法人の数」は整合するのか。
 - ⑤ 海外現地法人調査票において、売上高及び仕入高を地域別に合算して回答する必要があるが、これまでの海事調査における回答状況はどのようになっているか。また、海事調査では、報告者負担の軽減の観点から、どのような対応を行っているか。
- c 従来調査との相違への対応
 - ① 本調査と海事調査では、調査対象企業の調査対象の範囲及び海外の子会社・関連会社（現地法人）の定義に違いがあったが、今回、本調査の定義に合わせる形で変更を行った結果、海外現地法人に関する集計結果の時系列接続等、利用者の利活用上の影響はないか。
 - ② 海事調査で把握していた調査項目で、本調査に移行する際に把握されなくなる項目はあるか。また、把握しない理由は何か。
 - ③ 今回の申請における調査事項の変更について、これまで本調査のみに回答していた企業にとっては、海外現地法人調査票の追加となり、海事調査に回答していた企業にとっては、新たに基幹統計調査に回答することとなるが、その周知・対応はどのようなものを考えているか。
- d 上記のほか、調査結果の精度を確保するためにどのような対応を行っているか。

(回答)

a

第Ⅳ期基本計画において求められる経済統計の改善に向け、所管する企業統計について、利活用状況の確認及び報告者負担軽減の観点と、利用者と報告者の双方に有益となる改善策を検討するための調査研究（令和５～６年度）を行った。

利活用の状況については、省内政策部局担当者へのヒアリングを行うとともに、統計法第３２条及び第３３条の規定に基づく調査票情報の二次利用の申請案件全てについて内容等を確認した。結果、本調査及び海外事業活動基本調査（以下、「海事調査」）それぞれの公表集計表の利用に留まらず、両統計調査の個票情報をパネルデータ化して企業のグローバルな事業活動の実態把握を目的とした利用が増加（海事調査３５件のうち、２６件が同時利用（令和５年度））している。これは当該調査結果が我が国企業の国内事業活動と海外事業活動を一体的に捉え、国内外の経済に与える影響等を把握するために必要なデータとして重要性が高まっているものと考えている。

一方、報告者負担の観点については、本調査と海事調査の５０社以上の対象企業に個別にヒアリングを実施し、意見交換を行った。主な意見としては、海事調査では海外現地法人から報告を得ている情報だけでは回答できないため、現地法人に改めて内容照会の上で対応していること、加えて、一般統計調査のため報告義務の規定も確認し、協力されていない企業も存在しているなど、率直な意見をいただいた。

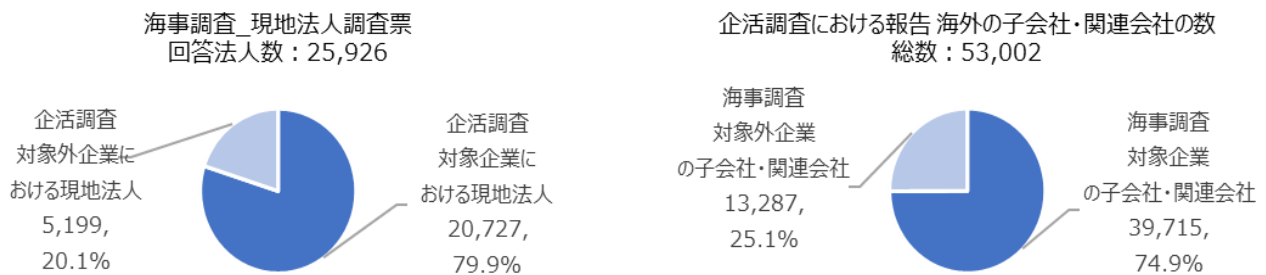
このような状況であるところ、国際情勢が混迷する中で我が国企業は世界市場で更にグローバルに事業活動を展開しており、よりの確な経済産業政策の企画立案や検討、分析等の利活用面の推進を図るためには、我が国企業の事業活動が世界経済に与える影響を的確に捉えることが重要で、海事調査への報告の難しさに配慮した上で、これまでの本調査と海事調査をそれぞれ別調査として実施するよりも、基幹統計調査である本調査を母集団情報とし、我が国企業の事業活動を国内と海外の両面で一体的に把握することが、より有効と考え、今回の変更案とした。

b①

報告企業からは、海事調査の現地法人調査票のうち事業活動の状況を把握する調査項目である売上高と仕入高の地域別の内訳について、取引先を地域別に分けた把握・管理を海外現地法人は行っていないため回答が難しい旨の声が多く寄せられ、これまで回答実績のある企業からは海外現地法人の責任者等が取引先の地域別割合を確認して回答値を作成している企業も存在していたことから、金額ではなく比率割合での回答の可能性について確認し、比率割合であれば回答可能との声を得ている。なお、回答が難しい企業については、従来のコールセンターからより専門性を強化し、新しい本調査の相談窓口として、企業経営コンサルや企業会計制度等の知識を有する方も加えた企業に寄り添って対応する支援体制を構築し、企業のサポートを行う予定。

b②

2023年海事調査結果（報告ベース）の試算は以下の通り。



本調査と海事調査の対象国内本社企業をマッチングすると、令和8年調査時に報告いただく海外現地法人数は約53,000法人程度が想定される（但し、複数の国内本社企業が出資している海外現地法人が重複して含まれる可能性あり）。

本調査の2023年調査結果では、海外現地法人について報告いただいている回答企業は約6,300社、1社当たり平均では8.4海外現地法人数（重複を含む）となっている。また、1社当たり子会社・関連会社数の最大は、約1,600社で、海事調査では同国内本社法人から約300海外現地法人の回答をいただいている。引き続き、多くの海外現地法人を報告いただいている対象企業も含め、個別相談など丁寧に対応したい。

b③

海事調査では、国内の複数の企業で同一の海外現地法人に出資している場合は、議決権の所有割合の高い方、また、同じ場合は双方で調整した上でどちらか1社の企業から報告を行っていただくなど対応しており、その結果は令和8年調査から調査方法を変更しても有益であり、プレプリント情報やシステム審査のチェック等に活用し、重複等の確認を行うことで調査の効率的な実施・統計精度の確保に努める予定。

b④

本調査の「子会社・関連会社の数」については、国内の複数の企業が同一の海外現地法人に出資等保有している場合、それぞれ複数の国内企業から報告いただいている。これは、本調査対象企業の関連する子会社・関連会社数を把握する目的で調査しているためである。他方、海外現地法人の活動状況について複数の国内本社企業から同じ内容を報告いただく必要はないため、新設する海外現地法人調査票を集計した数とは整合しない。なお、この点については結果表の利用上の注意で丁寧に周知する予定。

b⑤

海事調査の売上高及び仕入高の地域別内訳の調査項目の当初回答段階における未記入率は3割前後と他の調査項目に比べて高く、未記入回答の国内本社企業には全て疑義照会を行っている。今回の見直しでは、企業側と比率回答での回答可能性についても意見交換を行い、実際に海外現地法人に電話等で照会を行っていただくなどした結果、比率であれば回答可能である旨の回答を得ている。

c①

b②の回答にて示した試算結果では、海事調査の海外現地法人の約80%が本調査への統合後も継続対象となり、対象外になる海外現地法人の事業規模は小さい傾向であることから、影響は生じないとする。

c②

海事調査で把握していた調査項目のうち、「現地法人からの受取収益(配当金、ロイヤリティ)」の調査項目が把握しないことになる。同項目については、直近調査でも記入状況が悪く疑義照会を行っても回答がいただけない場合も多く、また、企業の公開情報からデータを入手することも難しいことから、報告者負担軽減の観点からも継続把握しないこととした。

c③

今回の変更に関して、回答いただく企業に御理解いただくことが重要と認識し、令和8年調査の事前も含め周知することが重要であると認識している。例えば、調査の実施事務局の設置をこれまでより早く令和8年4月早々に立ち上げ、具体的な変更内容を専用HP及び対象企業に連絡することをまずは考えている。企業によっては本調査と海事調査の窓口部門及び担当者が異なることも踏まえ（令和4年調査では、半数の窓口が異なっている）、各対象企業に必要な情報をお伝えし、対応方針等を検討いただく時間を設け、また、相談も可能となるようコールセンターの設置も早めにするなど、準備していきたいと考えている。実査開始後も、対象企業の実情に応じた新たな相談体制を構築するなど、調査対象企業に寄り添った対応を実施する。

d

令和7年調査までの本調査及び海事調査の実査経験を有効に活用し、外注事業者とも連携して効率的な調査の実施、報告企業の立場に寄り添った調査環境構築に努める。例えば、これまでの疑義照会や問い合わせは電話もしくは電子メールでのやりとりであったが、必要に応じてリモート会議等を活用するなどの対面での対応も念頭に、統計精度の確保に繋げるよう取り組む予定。

イ 集計事項の変更

(論点)

- a 海事調査では、本社企業票とのクロス集計を行っていたが、同様の集計を行う必要はないか。また、基幹統計調査として、他に必要と考えられる集計事項はないか。
- b 海事調査では調査実施年の翌年5月下旬までに公表しており、1か月公表が後ろ倒しとなるが、利活用上の影響はないか。

(回答)

a

海事調査の集計結果の利活用状況について、二次利用申請も含め政府内及び研究者等の利活用者へ確認したところ、海外現地法人に関する情報の利用が多く、本社企業票のクロス集計等の利用実績は低かったことから、限られた調査実施者のリソースを統計精度確保のために活用することも念頭に判断した。なお、将来的にクロス集計等の要望が強く、必要となれば検討をしたい。

b

二次利用申請でも本調査と海事調査の両調査を利活用する申請されるケースが増加傾向など、利用者の要望は国内本社企業に海外現地法人を含めた我が国企業のグローバルな事業活動が多いことから、本調査の確報公表時期である翌年6月末までの公表で影響はない。

(2) 経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的実施の中止

ア 調査方法の変更

(論点)

- a 第Ⅳ期基本計画において、経済構造統計の体系的整備の推進として、「企業関連統計の役割分担等の取組」が求められているが、経済構造実態調査との関係で、本調査の役割分担をどのように整理しているのか。また、経済構造統計の体系的整備に関し、これまでの本調査の実施状況をどのように評価しているのか。
- b 企業調査支援事業の活用の取りやめにより、調査実施者及び委託事業者における作業量の増加が見込まれるが、統計の品質を維持するため、どのような取組を行うのか。
- c 報告者負担の軽減方策として、これまでの企業調査支援事業に代えて、どのようなものを想定しているか。
- d 独自のサポート体制を運用する事務局を民間事業者に委託する場合、どのようにしてノウハウの蓄積を行うのか。

(回答)

a

令和4年調査から、経済構造実態調査と本調査及び科学技術研究調査を同一名簿、同一期日で統一的に実施してきたところ。その結果として、母集団情報を事業所母集団データベースに統一したことで、本調査の対象外業種である建設業や運輸業を主業として営み、兼業で本調査対象業種を営む企業を新たに本調査の調査対象として把握できたことで、より精緻に本調査の調査対象を捉えることが可能となり、統計精度向上及び利活用の推進においても高く評価できると考えている。今回の改正後においても母集団情報については引き続き事業所母集団データベースを活用することで、調査結果の体系的な整備を可能とするものと考えている。

b、c及びd

令和4年調査から企業調査支援事業の対象として本調査の対象企業のうち約3,000社(約1割弱)を実施した結果、高い回収率の確保など効果があったところ。他方、令和4年調査以前の調査でも企業の御協力をいただいて高い回収率を維持していることから、統計精度については従来通り確保できるものとする。また、今般の改正により、海外現地法人についての報告を基幹統計調査として報告を求めることになるため、更に対象企業の立場に寄り添って個社別に相談体制を構築し、統計品質の確保に取り組んで参りたい。なお、この独自のサポート体制は民間調査機関に全てを委託するというものではなく、経済産業省自らも積極的に参画して取り組むものであり、その対応状況等は経済産業省の財産として蓄積していく。

イ 経済構造実態調査及び科学技術研究調査からのデータ移送の中止

(論点)

- a 法人企業統計調査、科学技術研究調査及び経済構造実態調査からデータ移送される調査項目は具体的にどのようなになっているか。このうち、法人企業統計調査のみデータ移送を継続する理由は何か。

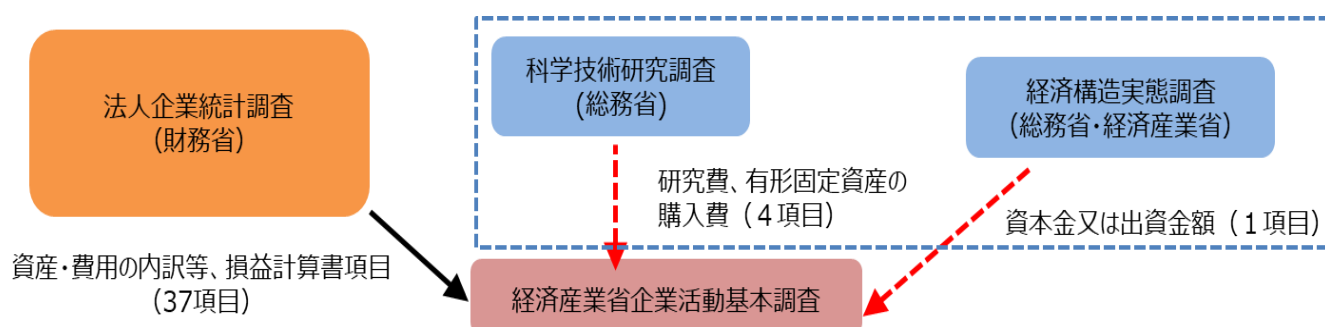
b データ移送の取り止めが必要な理由として、移送のタイミングが遅いことが挙げられているが、報告者の負担が大きくなる理由としてどのようなものが挙げられるか。

c 調査実施者において、データ移送を取りやめる必要性、メリットとしてどのようなことが考えられるか。

(回答)

a、b及びc

現在のデータ移送のイメージ



令和4年調査から経済構造実態調査、科学技術研究調査と本調査の3つの基幹統計調査を、同一名簿・同一期日で統一的に実施することとし、共通する調査項目を本調査へのデータ移送を行うことにより報告者負担軽減のため重複是正を図ってきたところ。

本調査へのデータ移送については、法人企業統計調査は平成17年調査から、経済構造実態調査は令和4年調査から、科学技術研究調査からは平成13年調査からそれぞれ実施してきているところ。

本調査については、調査項目が非常に多い統計調査であることから、実態として調査票ベースでは約9割の調査対象企業に何らかの回答内容の確認のため疑義照会を実施しているところ。その際、科学技術研究調査及び法人企業統計調査の公表に用いる確定値の移送を受け、本調査の回答内容と合わせ審査を行った上で疑義照会を行うため、科学技術研究調査は12月公表であることから、調査対象企業からは本調査に回答してから数か月後に疑義照会が来ることは、もう一度最初から回答内容を調べ直すなど無駄が多いので、本調査の回答後に必要ならば可能な限り早く疑義照会して欲しいとの声をいただいている。

一方、法人企業統計調査は9月公表であり、疑義照会時期の観点から本調査への影響は生じておらず、また、データ移送は37項目と多く記入負担の軽減にも資するものであることから、データ移送による記入者負担軽減を継続するもの。なお、経済構造実態調査からは、資本金のみのデータ移送で、プレプリント項目であり公開情報として確認も可能なこと、報告企業からも負担感は感じないとの声もあることから移送対象から除外することとする。これまで、科学技術研究調査と経済構造実態調査からのデータ移送処理にかかっていたリソース等を効率的な調査実施及び報告者支援に活用することで、本調査の結果精度の向上に取り組むもの。

ウ 基準となる期日の変更

(論点)

- a 本調査は、一定の要件を満たす企業について全数を調査することから、毎年、本調査に回答している企業がほとんど考えられるが、基準となる期日の変更について、報告者に対し、どのような周知を行うのか。
- b 基準となる期日の変更により、常時従業者数等の調査結果の時系列比較への支障は生じないか。

(回答)

a

基準となる期日の変更など、記入の手引き等の調査関係用品でも丁寧に対応する予定。なお、令和4年調査での変更以降も、対象企業から基準となる期日の変更に伴う懸念等の話は聞いていないが、令和8年調査実施に際しても対象企業に混乱等が生じないように丁寧に対応したい。

b

基準となる期日を3月31日現在に変更することで、従業者数や関連する指標（「常時従業者一人当たり給与額」や「労働生産性」など）が過去の調査結果との接続に支障が生じるが、公表時に変更点を「利用上の注意」で周知することとしたい。令和4年調査に変更して以降、実際に利用者からは労働生産性などの分析を行う際、常時従業者数が6月1日現在であると売上高等が3月決算データの場合に企業の事業活動データの期間と常時従業者数の時点が異なることに関する御質問も寄せられているところ。今回の変更で、再び接続に支障が生じることになるが、同様に「利用上の注意」において丁寧に周知を行うこととしたい。なお、本調査では決算データを報告いただくため、3月決算企業が多いことも踏まえ、従来どおりの期日（3月31日現在）に戻すことで、利活用面だけでなく、報告者負担の軽減にも資することになると考えている。

エ 調査の実施期間の変更

(論点)

- a 調査票の配布から収集までのスケジュールはどのようになるのか、これまでの本調査と海事調査の実績を比較する形でご説明いただきたい。
- b 調査の終期が現行計画から約2週間後ろ倒しされる一方で、これまでと同じ期日に調査結果を公表することとしているが、具体的にどのような取組を行うのか。
- c 調査期間はこれまでよりも約2週間の延長となるが、追加で報告する海外現地法人調査票を回答する上で、十分な作業期間が確保されているか。

(回答)

a

実査のスケジュールについて（比較）																					
	4月			5月			6月			7月			8月			9月			～ 12月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
企活（現行）	業界団体広報依頼（※ 1） →			実査期間（5月中旬～6月下旬） →						督促期間・疑義照会											
海事				事前周知（※ 2） →						実査期間（7月上旬～8月下旬） →						督促期間・疑義照会			→		
企活（R8～）	事前周知（※ 1） →			実査期間（5月中旬～7月中旬） →						督促期間・疑義照会									→		

※ 1） 令和 8 年調査から、関係業界団体への広報依頼を継続実施の上、対象企業に「事前はがき」の送付も追加で実施予定。

※ 2） 現地法人数の多い対象企業に対して、協力依頼及び回答方法等について調整連絡を実施。

本調査及び海事調査の企業窓口担当の情報を確認したところ、本調査は総務担当、人事担当、経理担当などが多く、海事調査は海外事業担当が多い傾向であることがわかった。また、対象企業に本調査及び海事調査の対応状況についてヒアリングさせていただいたところ、本調査については企業の窓口担当だけでは全項目に回答することはできず、社内の人事担当、海外事業担当や知財担当など他部門に依頼の上で対応いただいていることも確認したところ。

よって、令和8年調査実施時には、調査体系が変更となることの説明だけでなく、現状の本調査と海事調査の両方の対象企業には前年の海事調査の窓口情報も連絡させていただき、新しい調査体系における企業の対応方針等について検討いただけるよう事前周知において丁寧な協力依頼を行いたいと考えている。また、企業からの個別の相談に対応するため、新たな企業に寄り添った相談体制を構築して丁寧に個別に対応することにしたい。

b 及び c

海外現地法人の事業活動を報告いただくことについて、企業ヒアリングにおいて海外現地法人票の売上高及び仕入高の地域別内訳の算出に時間を相当に要していることが確認された。そのため、令和8年調査から内訳については比率での回答も可能とすることで、企業の御負担を相当に削減できる見込みであり、これまでの海事調査では提出期限を8月下旬としていたが期間短縮が可能と期待できるところ。なお、子会社・関連会社数が多い企業には、個別に相談しながら対応することで少しでも負担軽減できるよう対応したい。また、調査実施者側でも地域別内訳項目等の疑義照会などに要していた時間も縮減が見込めるなど、実査を効率的に実施できることで公表に影響は生じないよう取り組む。

2 統計委員会諮問第170号の答申（令和5年3月23日付け統計委第5号）における「今後の課題」への対応状況について

統計委員会諮問第170号の答申（令和5年3月23日付け統計委第5号。）では、以下の検討課題が指摘されている。

① 調査の企画段階における調査票回答フロー等の事前確認の徹底

調査票の設計に当たり、各調査事項の回答対象者をあらかじめ一覧表にするなどによって明確にするとともに、調査票を変更する場合には、事前に第三者に模擬的に回答してもらい等により、回答負担や答えにくい箇所の有無を含め、回答フローの確認を十分に行うこと。

② 電子調査票の改善及びオンライン回答の更なる推進

回答負担を軽減し、かつエラーを防止する観点から、電子調査票の機能の改善に不断に取り組むとともに、オンライン回答率の更なる向上を図ること。

③ 調査事項の見直し

「国際取引の有無」について、令和6年以降に実施する調査に向けて、令和5年調査における回答状況や報告者の負担を検証した上で、当該設問の在り方等について検討し、調査票の見直しを行うこと。

また、回答負担が大きく回答が得られにくくなっている調査事項については、報告者の負担などを検証し、回答率の向上方策や、他の情報源の活用方策も含めた調査事項の見直しを中長期的に検討すること。

（論点）

今回の申請を踏まえ、今後、報告者の負担をどのように検証し、調査事項の見直しをどのように行っていくのか。

（回答）

調査項目については利活用者の意見や報告企業の回答可能性についてそれぞれ意見をお聞きしながら改善に取り組むことが必要であると認識している。また、調査項目別の未回答や疑義照会等による修正状況等も踏まえ、記入の手引きなどの調査用品等の作成段階での改善を常に意識し、調査票上の注釈や調査用品の説明文等についても企業会計の専門家やデザイナー等にも相談の上でアドバイスをいただきながら、報告企業に懸念が生じないよう改善に取り組んで参りたい。さらに、令和8年調査から海外現地法人票の地域別把握項目を比率での回答を可能とすることについても検証の上、企業ヒアリングなども行った上で本調査の他の調査項目への導入の可能性なども含め検討して参りたい。